

燃料電池商用車導入促進事業補助金交付要領

制定 令和5年4月1日

改正 令和6年3月25日

改正 令和7年3月19日

燃料電池商用車導入促進事業補助金の交付については、燃料電池商用車導入促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第1 交付の申請

(1) 要綱第4(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

ア 補助金交付申請額算定書（要領様式第1号）

イ 環境省が行う脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業）（以下「国補助金」という。）における交付申請書及び添付資料（一式）の写し

ウ 国補助金における交付決定通知書の写し

エ 交付申請額の計算の根拠となるディーゼルトラックの見積書等

オ 別表に掲げる申請者の組織が確認できる資料

第2 変更の承認申請

(1) 要綱第6エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

ア 国補助金における計画変更等承認申請書（一式）及び添付資料の写し

イ 国補助金における計画変更等承認結果通知書の写し

第3 実績報告

(1) 要綱第7(1)エのその他必要と認める書類として次の書類を提出する。

ア 取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（要領様式第2号）

イ 国補助金における実績報告書及び添付資料（一式）の写し

ウ 国補助金における交付確定通知書の写し

エ 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証の写し

第4 その他の指示事項等

(1) 補助事業が完了する年度の終了後3年間、燃料電池商用車の利用実績を報告すること。

(2) 知事が補助事業に係る燃料電池商用車の運用に関する報告を求める場合は、速やかに対応すること。

(3) 燃料電池商用車の普及促進に関して協力すること。

附 則

この要領は、令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月19日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

別表

申請者の組織が確認できる資料
(1) 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し（発行から3ヶ月以内のもの）
(2) 財務諸表（直近2ヶ年分）